

平成24年

上尾市教育委員会 11月定例会  
議案資料

## 目 次

### 議案第56号～議案第58号 資料

◇「市長に対する意見の申出」に係る参考条文	1
-----------------------	---

### 議案第56号 資料 (平成24年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について)

◇「債務負担行為」について	2
---------------	---

### 議案第57号 資料 (上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について)

◇上尾市民体育館条例の一部を改正する条例(平成24年上尾市条例第20号)	3
◇上尾市民体育館条例の一部を改正する条例(平成24年上尾市条例第20号) 新旧対照表	6
◇上尾市民体育館条例(昭和54年上尾市条例第22号) 新旧対照表	10

### 議案第58号 資料 (上尾市民体育館の指定管理者の指定に係る意見の申出について)

◇指定管理者候補者の提案要旨について	16
--------------------	----



## ◇「市長に対する意見の申出」に係る参考条文

### ●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件（※1）の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

（※1）「議会の議決を経るべき事件」（\_\_\_\_\_は、本定例会の議案として提出したもの）

### ●地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔議決事件〕

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
  - 二 予算を定めること。
  - 三 決算を認定すること。
  - 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
  - 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
  - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
  - 七 不動産を信託すること。
  - 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
  - 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
  - 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
  - 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
  - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第五十五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第五十五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
  - 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
  - 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
  - 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項
- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

## ◇「債務負担行為」について

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（債務負担行為）

第二百十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めなければならない。

「債務負担行為」とは、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額に含まれているものを除き、将来にわたる債務を負担する行為を指す。債務負担行為は、必ずしも次年度以降に限らず現年度であっても、歳出予算等に含まれているもの以外に債務を負担する場合も含まれる。また、債務負担行為として予算で定めた案件については、義務費として歳入歳出予算に計上されることとなる。

地方自治法第214条は、以前においては「予算外義務負担」と称されていたものを、昭和38年の改正で債務負担行為として予算で定めることとされたものである。このように債務負担行為を予算で定めることとしたのは、普通地方公共団体が債務を負担する行為は、支出義務の負担を伴うものであり、それは、歳出予算の支出によって履行されるものであること、さらに債務を負担する行為に関し議会がこれを審議する場合においても、現実の歳入歳出予算と将来の財政負担とを併せて審議することとした方が便宜であること、債務負担行為を予算の内容に加えて一覧できることとすることにより、住民や議会の議員その他の関係者の理解に資すると考えられたこと等によるものである。

〔参考文献：松本英昭 著/新版 逐条地方自治法 第5次改訂版〕

債務負担行為と歳出予算の相違点は、第1に、歳出予算が当該年度限りのものであるのに対し、債務負担行為は、原則として、後年度において経費支出が予想される点にある。債務負担行為のうちには、年度内に補正予算の議決されることを予想して、契約等を締結すること、すなわち現年度においても、上記の歳出予算に含まれているもの以外の債務を負担する行為を含めることも可能であるが、債務負担行為として予算で定めるのは、一般的には次年度以降において経費の支出を伴うものがほとんどである。第2に、歳出予算と債務負担行為は、その目的を異にする。すなわち、歳出予算は経費の支出が目的であるのに対し、債務負担行為は、債務を負うことが目的である点にある。したがって、歳出予算は、債務負担と債務履行の両権限を付与されるのであるが、債務負担行為は、債務負担の権限のみを付与されるにすぎない。債務負担行為として予算で定めた案件については、あらためて、義務費として歳出予算に計上することになる（地方自治法第222条）。

債務負担行為は、その行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めて地方自治法施行規則（昭和二十二内務省令第二十九号）により予算の内容として議会の議決を経ることとなるが、この様式の備考2に定められているように、限度額の金額の表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載してもよいこととされている。

なお、長期継続契約の場合は、債務負担行為として議会の議決を経る必要はない。

〔参考文献：新自治用語辞典編纂会 編/新自治用語辞典〕

## ◇上尾市民体育館条例の一部を改正する条例（平成24年上尾市条例第20号）



上尾市民体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月26日

上尾市長 島 本 譲

上尾市条例第20号

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例

上尾市民体育館条例（昭和54年上尾市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「会議室」を「会議室兼スタジオ」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第12条に規定する指定管理者をいう。次条第1項、第5条第1項及び第3項、第7条並びに第8条において同じ。）は、事情により、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第4条第1項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「事情により」の次に「、教育委員会の承認を得て」を加える。

第5条第1項及び第3項並びに第7条（見出しを含む。）中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第8条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市」の次に「又は指定管理者」を加える。

第12条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第12条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

第16条中「必要な」を「体育館の管理に関し必要な」に改め、同条を第18条とする。

第15条を削る。

第14条の見出しを「（利用料金の返還）」に改め、同条本文を次のように改める。

指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。

第14条ただし書中「還付する」を「返還する」に改め、同条第1号中「教育委員会が」を削り、同条を第17条とする。

第13条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の次に「、市長の承認を得て」を加え、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第16条とする。

第12条の次に次の3条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う管理の業務は、体育館の利用に関する業務、第2条各号に掲げる業務、体育館の施設等及び物品の維持管理に関する業務その他の体育館の管理の業務とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、次に掲げる基準により、体育館の管理の業務を行わなければならない。

- (1) この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則その他関係する法令、条例、規則及び教育委員会規則の規定を遵守し、適正に体育館の運営を行うこと。
- (2) 体育館の施設等及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 前条の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(利用料金)

第15条 利用権利者は、第5条第1項の規定による利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 第1項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

別表中「（第12条関係）」を「（第15条関係）」に改め、同表1の表中「団体貸切り使用料」を「団体利用の場合の利用料金」に改め、同表使用

料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表弓道場の項の次に次のように加える。

会議室兼スタジオ	600	600	600	600	2,400
----------	-----	-----	-----	-----	-------

別表1の表会議室の項を次のように改める。

附属設備	市長が別に定める額
------	-----------

別表1の表備考第4号中「及び会議室」を削り、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第6号及び第7号中「使用料」を「利用料金」に改め、別表2の表中「個人使用料」を「個人利用の場合の利用料金」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場の項中「アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場」を「アリーナ、卓球室、柔道場及び剣道場」に改め、同項の次に次のように加える。

体力相談室兼トレーニング室	一般・学生	250	250	250	250
---------------	-------	-----	-----	-----	-----

別表2の表に次のように加える。

附属設備	市長が別に定める額
------	-----------

別表2の表備考中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同表備考第5号中「使用料」を「利用料金」に改め、同号を同表備考第3号とし、同表備考中第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の上尾市民体育館条例の規定により上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者が行うこととなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における改正後の上尾市民体育館条例（以下「新条例」という。）の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。



## ◇上尾市民体育館条例の一部を改正する条例（平成24年上尾市条例第20号） 新旧対照表

改正前 ( 改正部分)	改正後 ( 太字 改正部分)
<p>上尾市民体育館条例の一部を改正する条例 上尾市民体育館条例（昭和54年上尾市条例第22号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1号中「会議室」を「会議室兼スタジオ」に改める。 第3条第2項を次のように改める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第12条に規定する指定管理者をいう。次条第1項、第5条第1項及び第3項、第7条並びに第8条において同じ。）は、事情により、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>第4条第1項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「事情により」の次に「、教育委員会の承認を得て」を加える。</p> <p>第5条第1項及び第3項並びに第7条（見出しを含む。）中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。</p> <p>第8条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市」の次に「又は指定管理者」を加える。</p> <p>第12条を次のように改める。 (指定管理者による管理)</p> <p>第12条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。</p> <p>第16条中「必要な」を「体育館の管理に関し必要な」に改め、同条を第18条とする。</p> <p>第15条を削る。</p> <p>第14条の見出しを「(利用料金の返還)」に改め、同条本文を次のように改める。 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。</p> <p>第14条ただし書中「還付する」を「返還する」に改め、同条第1号中「教育委員会が」を削り、同条を第17条とする。</p> <p>第13条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の次に「、市長の承認を得て」を加え、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第16条とする。</p> <p>第12条の次に次の3条を加える。</p>	<p>上尾市民体育館条例の一部を改正する条例 上尾市民体育館条例（昭和54年上尾市条例第22号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1号中「会議室」を「会議室兼スタジオ」に改める。 第3条第2項を次のように改める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第12条に規定する指定管理者をいう。次条第1項、第5条第1項及び第3項、第7条並びに第8条において同じ。）は、事情により、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>第4条第1項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「事情により」の次に「、教育委員会の承認を得て」を加える。</p> <p>第5条第1項及び第3項並びに第7条（見出しを含む。）中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。</p> <p>第8条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市」の次に「又は指定管理者」を加える。</p> <p>第12条を次のように改める。 (指定管理者による管理)</p> <p>第12条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。</p> <p>第16条中「必要な」を「体育館の管理に関し必要な」に改め、同条を第18条とする。</p> <p>第15条を削る。</p> <p>第14条の見出しを「(利用料金の返還)」に改め、同条本文を次のように改める。 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。</p> <p>第14条ただし書中「還付する」を「返還する」に改め、同条第1号中「教育委員会が」を削り、同条を第17条とする。</p> <p>第13条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の次に「、市長の承認を得て」を加え、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第16条とする。</p> <p>第12条の次に次の3条を加える。</p>

改正前 (改正部分)	改正後 (太字 改正部分)																
<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第13条 指定管理者が行う管理の業務は、体育館の利用に関する業務、第2条各号に掲げる業務、体育館の施設等及び物品の維持管理に関する業務その他の体育館の管理の業務とする。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第14条 指定管理者は、次に掲げる基準により、体育館の管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(1) この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則その他関係する法令、条例、規則及び教育委員会規則の規定を遵守し、適正に体育館の運営を行うこと。</p> <p>(2) 体育館の施設等及び物品の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>(3) 前条の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第15条 利用権利者は、第5条第1項の規定による利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金(地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 第1項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。</p> <p>4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>別表中「(第12条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同表1の表中「団体貸切り使用料」を「団体利用の場合の利用料金」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表弓道場の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">会議室兼スタジオ</td> <td style="width: 10%;">600</td> <td style="width: 10%;">600</td> <td style="width: 10%;">600</td> <td style="width: 10%;">600</td> <td style="width: 10%;">2,400</td> </tr> </table> <p>別表1の表会議室の項を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">附属設備</td> <td style="width: 70%;">市長が別に定める額</td> </tr> </table> <p>別表1の表備考第4号中「及び会議室」を削り、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第6号及び第7号中「使用料」を「利用料金」に改め、別表2の表中「個人使用料」を「個人利用の場合の利用料金」に改め、同表使用料の額の欄中「使</p>	会議室兼スタジオ	600	600	600	600	2,400	附属設備	市長が別に定める額	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第13条 指定管理者が行う管理の業務は、体育館の利用に関する業務、第2条各号に掲げる業務、体育館の施設等及び物品の維持管理に関する業務その他の体育館の管理の業務とする。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第14条 指定管理者は、次に掲げる基準により、体育館の管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(1) この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則その他関係する法令、条例、規則及び教育委員会規則の規定を遵守し、適正に体育館の運営を行うこと。</p> <p>(2) 体育館の施設等及び物品の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>(3) 前条の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第15条 利用権利者は、第5条第1項の規定による利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金(地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 第1項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。</p> <p>4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p style="background-color: #e0e0e0;">別表中「(第12条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同表1の表中「団体貸切り使用料」を「団体利用の場合の利用料金」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表弓道場の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">会議室兼スタジオ</td> <td style="width: 10%;">600</td> <td style="width: 10%;">600</td> <td style="width: 10%;">600</td> <td style="width: 10%;">600</td> <td style="width: 10%;">2,400</td> </tr> </table> <p style="background-color: #e0e0e0;">別表1の表会議室の項を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">附属設備</td> <td style="width: 70%;">市長が別に定める額</td> </tr> </table> <p style="background-color: #e0e0e0;">別表1の表備考第4号中「及び会議室」を削り、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第6号及び第7号中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考に次の1号を加える。</p>	会議室兼スタジオ	600	600	600	600	2,400	附属設備	市長が別に定める額
会議室兼スタジオ	600	600	600	600	2,400												
附属設備	市長が別に定める額																
会議室兼スタジオ	600	600	600	600	2,400												
附属設備	市長が別に定める額																

用料」を「利用料金」に改め、同表アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場の項中「アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場」を「アリーナ、卓球室、柔道場及び剣道場」に改め、同項の次に次のように加える。

体力相談室兼トレーニング室	一般・学生	250	250	250	250
---------------	-------	-----	-----	-----	-----

別表2の表に次のように加える。

附属設備	市長が別に定める額
------	-----------

別表2の表備考中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同表備考第5号中「使用料」を「利用料金」に改め、同号を同表備考第3号とし、同表備考中第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

附 則  
(施行期日)

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の上尾市民体育館条例の規定により上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がした利用の許可その他の処分(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者が行うこととなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における改正後の上尾市民体育館条例(以下「新条例」という。)の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

10 準備作業その他の特別の事由があり、かつ、体育館の管理上支障がないと指定管理者が認めて1時間を単位に許可した場合における利用料金の額は、超過する利用時間1時間当たり、この表に掲げる利用区分/利用単位の区分(会議室スタジオ及び庭球場の区分を除く。)に応じ、それぞれ同表の午前の欄に掲げる利用料金の額(第6号又は第7号の規定が適用される場合にあっては、それらの規定を適用した額)の3分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表2の表中「個人使用料」を「個人利用の場合の利用料金」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場の項中「アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場」を「アリーナ、卓球室、柔道場及び剣道場」に改め、同項の次に次のように加える。

体力相談室兼トレーニング室	一般・学生	1回につき250
---------------	-------	----------

別表2の表に次のように加える。

附属設備	市長が別に定める額
------	-----------

別表2の表備考中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同表備考第5号中「使用料」を「利用料金」に改め、同号を同表備考第3号とし、同表備考中第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

附 則  
(施行期日)

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の上尾市民体育館条例の規定により上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がした利用の許可その他の処分(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者が行うこととなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における改正後の上尾市民体育館条例(以下「新条例」という。)の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。



◇上尾市民体育館条例（昭和54年上尾市条例第22号）新旧対照表

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例（平成24年上尾市条例第20号） 改正前（ <u>      </u> 改正部分）	上尾市民体育館条例の一部を改正する条例（平成24年上尾市条例第20号） 改正後（ <u>      </u> 改正部分）	上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正後（ <u>      </u> 改正部分）
<p>（設置） 第1条 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、上尾市民体育館（以下「体育館」という。）を上尾市向山四丁目3番地10に設置する。</p>	<p>（設置） 第1条 《同左》</p>	<p>（設置） 第1条 《同左》</p>
<p>（業務） 第2条 体育館は、次に掲げる業務を行う。 (1) アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場、剣道場、弓道場、庭球場及び<u>会議室</u>並びに附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関する事。 (2) その他体育館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。</p>	<p>（業務） 第2条 体育館は、次に掲げる業務を行う。 (1) アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場、剣道場、弓道場、庭球場及び<u>会議室兼スタジオ</u>並びに附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関する事。 (2) その他体育館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。</p>	<p>（業務） 第2条 《同左》</p>
<p>（休館日） 第3条 体育館の休館日は、12月31日から翌年の1月2日までの日とする。 2 <u>上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特別の事情があるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</u></p>	<p>（休館日） 第3条 体育館の休館日は、12月31日から翌年の1月2日までの日とする。 2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者（第12条に規定する指定管理者をいう。次条第1項、第5条第1項及び第3項、第7条並びに第8条において同じ。）は、事情により、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。</u></p>	<p>（休館日） 第3条 《同左》</p>
<p>（利用時間） 第4条 体育館の施設等を利用することができる時間は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、<u>教育委員会</u>は、事情によりこれを変更することができる。 (1) 施設等のうち、庭球場以外のもの 午前9時から午後9時まで (2) 庭球場 午前9時から午後7時（日没の時刻が、午後7時前であるときは、当該日没の時刻）まで 2 庭球場を引き続いて利用することができる時間は、競技大会、講習会その他これらに類する事業に利用する場合を除き、3時間とする。</p>	<p>（利用時間） 第4条 体育館の施設等を利用することができる時間は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、<u>指定管理者</u>は、事情により、<u>教育委員会の承認を得て</u>これを変更することができる。 (1) 施設等のうち、庭球場以外のもの 午前9時から午後9時まで (2) 庭球場 午前9時から午後7時（日没の時刻が、午後7時前であるときは、当該日没の時刻）まで 2 庭球場を引き続いて利用することができる時間は、競技大会、講習会その他これらに類する事業に利用する場合を除き、3時間とする。</p>	<p>（利用時間） 第4条 《同左》</p>
<p>（利用の許可） 第5条 体育館の施設等を利用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。 (1) 体育館の管理上支障があると認められるとき。 (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。 (3) その他体育館の設置の目的に反すると認められるとき。 3 <u>教育委員会</u>は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。</p>	<p>（利用の許可） 第5条 体育館の施設等を利用しようとする者は、<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。 (1) 体育館の管理上支障があると認められるとき。 (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。 (3) その他体育館の設置の目的に反すると認められるとき。 3 <u>指定管理者</u>は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。</p>	<p>（利用の許可） 第5条 《同左》</p>
<p>（利用権の譲渡等の禁止） 第6条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p>	<p>（利用権の譲渡等の禁止） 第6条 《同左》</p>	<p>（利用権の譲渡等の禁止） 第6条 《同左》</p>

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例（平成24年上尾市条例第20号） 改正前（ <u>      </u> 改正部分）	上尾市民体育館条例の一部を改正する条例（平成24年上尾市条例第20号） 改正後（ <u>      </u> 改正部分）	上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正後（ <u>      </u> 改正部分）
<p>（遵守事項及び教育委員会の指示）</p> <p>第7条 教育委員会は、体育館の利用者の遵守事項を定め、及び体育館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。</p>	<p>（遵守事項及び指定管理者の指示）</p> <p>第7条 指定管理者は、体育館の利用者の遵守事項を定め、及び体育館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。</p>	<p>（遵守事項及び指定管理者の指示）</p> <p>第7条 &lt;同左&gt;</p>
<p>（利用の条件の変更、停止及び許可の取消し）</p> <p>第8条 教育委員会は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は体育館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第5条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。</p> <p>(2) 第6条の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。</p> <p>2 市は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。</p>	<p>（利用の条件の変更、停止及び許可の取消し）</p> <p>第8条 指定管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は体育館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第5条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。</p> <p>(2) 第6条の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。</p> <p>2 市又は指定管理者は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。</p>	<p>（利用の条件の変更、停止及び許可の取消し）</p> <p>第8条 &lt;同左&gt;</p>
<p>（原状回復）</p> <p>第9条 利用権利者は、その利用を終わったときは、速やかに当該利用に係る施設等を原状に復しなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。</p>	<p>（原状回復）</p> <p>第9条 &lt;同左&gt;</p>	<p>（原状回復）</p> <p>第9条 &lt;同左&gt;</p>
<p>（損害賠償）</p> <p>第10条 体育館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中又は観覧中に体育館の施設若しくは設備を損傷し、又は体育館の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。</p>	<p>（損害賠償）</p> <p>第10条 &lt;同左&gt;</p>	<p>（損害賠償）</p> <p>第10条 &lt;同左&gt;</p>
<p>（入館の禁止等）</p> <p>第11条 教育委員会は、体育館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。</p>	<p>（入館の禁止等）</p> <p>第11条 &lt;同左&gt;</p>	<p>（入館の禁止等）</p> <p>第11条 &lt;同左&gt;</p>
<p>（使用料）</p> <p>第12条 利用権利者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、附属設備の使用料については、教育委員会規則で定める。</p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第12条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。</p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第12条 &lt;同左&gt;</p>
	<p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p> <p>第13条 指定管理者が行う管理の業務は、体育館の利用に関する業務、第2条各号に掲げる業務、体育館の施設等及び物品の維持管理に関する業務その他の体育館の管理の業務とする。</p>	<p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p> <p>第13条 &lt;同左&gt;</p>
	<p>（指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第14条 指定管理者は、次に掲げる基準により、体育館の管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(1) この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則その他関係する法令、条例、規則及び教育委員会規則の規定を遵守し、適正に体育館の運営を行うこと。</p> <p>(2) 体育館の施設等及び物品の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>(3) 前条の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。</p>	<p>（指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第14条 &lt;同左&gt;</p>

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例（平成24年上尾市条例第20号） 改正前（ <u>      </u> 改正部分）	上尾市民体育館条例の一部を改正する条例（平成24年上尾市条例第20号） 改正後（ <u>      </u> 改正部分）	上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 改正後（ <u>      </u> 改正部分）
	<p><u>（利用料金）</u>  <b>第15条</b> 利用権利者は、第5条第1項の規定による利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。  <b>2</b> 前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。  <b>3</b> 第1項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。  <b>4</b> 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>（利用料金）  第15条 《同左》</p>
<p><u>（使用料の減免）</u>  <b>第13条</b> 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p><u>（利用料金の減免）</u>  <b>第16条</b> 指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>市長の承認を得て</u>、前条第1項の<u>利用料金</u>を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>（利用料金の減免）  第16条 《同左》</p>
<p><u>（使用料の還付）</u>  <b>第14条</b> 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。  (1) 体育館の管理上特に必要があるため、<u>教育委員会</u>が利用の許可を取り消したとき。  (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、体育館の施設等を利用できないとき。</p>	<p><u>（利用料金の還付）</u>  <b>第17条</b> <u>指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。</u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を<u>返還する</u>。  (1) 体育館の管理上特に必要があるため、<u>教育委員会</u>が利用の許可を取り消したとき。  (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、体育館の施設等を利用できないとき。</p>	<p>（利用料金の還付）  第17条 《同左》</p>
<p><u>（職員）</u>  <b>第15条</b> 体育館に館長その他必要な職員を置く。</p>	<p><u>（職員）</u>  <b>第15条</b> <u>体育館に館長その他必要な職員を置く。</u></p>	
<p><u>（委任）</u>  <b>第16条</b> この条例に定めるもののほか、<u>必要な事項</u>は、教育委員会規則で定める。</p>	<p><u>（委任）</u>  <b>第18条</b> この条例に定めるもののほか、<u>体育館の管理に関し必要な事項</u>は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>（委任）  第18条 《同左》</p>

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例(平成24年上尾市条例第20号)  
改正前 (改正部分)

別表(第12条関係)

1 団体貸切り使用料

利用区分/利用単位			使用料の額				
			午前	午後1	午後2	夜間	全日
アリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	一般・学生	4,300	4,300	4,300	7,000	19,900
		児童・生徒	2,200	2,200	2,200	3,500	10,100
	その他の場合	平日	8,600	8,600	8,600	14,000	39,800
		土曜日・日曜日・休日	12,900	12,900	12,900	21,000	59,700
卓球室	一般・学生	児童・生徒	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700
		児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400
体力相談室兼トレーニング室	一般・学生	児童・生徒	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700
		児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400
柔道場	一般・学生	児童・生徒	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700
		児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400
剣道場	一般・学生	児童・生徒	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700
		児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400
弓道場	一般・学生	児童・生徒	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700
		児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400
庭球場(1面につき)	一般・学生	児童・生徒	1時間につき400				
		児童・生徒	1時間につき200				
会議室			1時間につき200				

備考

- 午前とは午前9時から正午までを、午後1とは正午から午後3時までを、午後2とは午後3時から午後6時までを、夜間とは午後6時から午後9時までを、全日とは午前9時から午後9時までをいう。
- 平日とは、月曜日から金曜日まで(次号に規定する日を除く。)をいう。
- 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- アリーナ及び会議室の2分の1を利用する場合の使用料の額は、当該使用料の額に50パーセントを乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)とする。
- 児童・生徒とは、中学生以下の者が利用する場合又は中学生以下の者を主たる対象として利用する場合をいい、一般・学生とは、それ以外の者が利用する場合をいう。
- 主として市民(市内に住所を有する者及び市内に在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。)以外の者が構成する団体が利用する場合の使用料は、この表に定める施設等の使用料の額(第4号の規定が適用される場合にあつては、当該規定を適用した額)に200パーセントを乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料(名称のいかんを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価をいう。)を徴収するときの使用料は、この表に定める施設等の使用料の額(前号の規定が適用される場合にあつては、当該規定を適用した額)に入場者1人1回について徴収する最高の入場料に100を乗じて得た額を加えた額とする。
- 特別の設備をした場合は、その実費相当額を徴収する。
- 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例(平成24年上尾市条例第20号)  
改正後 (改正部分)

別表(第15条関係)

1 団体利用の場合の利用料金

利用区分/利用単位			利用料金の額				
			午前	午後1	午後2	夜間	全日
アリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	一般・学生	4,300	4,300	4,300	7,000	19,900
		児童・生徒	2,200	2,200	2,200	3,500	10,100
	その他の場合	平日	8,600	8,600	8,600	14,000	39,800
		土曜日・日曜日・休日	12,900	12,900	12,900	21,000	59,700
卓球室	一般・学生	児童・生徒	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700
		児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400
体力相談室兼トレーニング室	一般・学生	児童・生徒	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700
		児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400
柔道場	一般・学生	児童・生徒	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700
		児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400
剣道場	一般・学生	児童・生徒	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700
		児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400
弓道場	一般・学生	児童・生徒	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700
		児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400
会議室兼スタジオ			600	600	600	600	2,400
庭球場(1面につき)	一般・学生	児童・生徒	1時間につき400				
		児童・生徒	1時間につき200				
附属設備			市長が別に定める額				

備考

- 午前とは午前9時から正午までを、午後1とは正午から午後3時までを、午後2とは午後3時から午後6時までを、夜間とは午後6時から午後9時までを、全日とは午前9時から午後9時までをいう。
- 平日とは、月曜日から金曜日まで(次号に規定する日を除く。)をいう。
- 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- アリーナ及び会議室の2分の1を利用する場合の利用料金は、当該使用料の額に50パーセントを乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)とする。
- 児童・生徒とは、中学生以下の者が利用する場合又は中学生以下の者を主たる対象として利用場合をいい、一般・学生とは、それ以外の者が利用する場合をいう。
- 主として市民(市内に住所を有する者及び市内に在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。)以外の者が構成する団体が利用場合の利用料金は、当該施設等の利用料金の額(第4号の規定が適用される場合にあつては、当該規定を適用した額)に200パーセントを乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料(名称のいかんを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価をいう。)を徴収するときの利用料金は、当該施設等の利用料金の額(前号の規定が適用される場合にあつては、当該規定を適用した額)に入場者1人1回について徴収する最高の入場料に100を乗じて得た額を加えた額とする。
- 特別の設備をした場合は、その実費相当額を徴収する。
- 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
改正後 (改正部分)

別表(第15条関係)

1 団体利用の場合の利用料金

利用区分/利用単位			利用料金の額				
			午前	午後1	午後2	夜間	全日
アリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	一般・学生	4,300	4,300	4,300	7,000	19,900
		児童・生徒	2,200	2,200	2,200	3,500	10,100
	その他の場合	平日	8,600	8,600	8,600	14,000	39,800
		土曜日・日曜日・休日	12,900	12,900	12,900	21,000	59,700
卓球室	一般・学生	児童・生徒	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700
		児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400
体力相談室兼トレーニング室	一般・学生	児童・生徒	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700
		児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400
柔道場	一般・学生	児童・生徒	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700
		児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400
剣道場	一般・学生	児童・生徒	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700
		児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400
弓道場	一般・学生	児童・生徒	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700
		児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400
会議室兼スタジオ			600	600	600	600	2,400
庭球場(1面につき)	一般・学生	児童・生徒	1時間につき400				
		児童・生徒	1時間につき200				
附属設備			市長が別に定める額				

備考

- 午前とは午前9時から正午までを、午後1とは正午から午後3時までを、午後2とは午後3時から午後6時までを、夜間とは午後6時から午後9時までを、全日とは午前9時から午後9時までをいう。
- 平日とは、月曜日から金曜日まで(次号に規定する日を除く。)をいう。
- 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- アリーナの2分の1を利用場合の利用料金は、当該使用料の額に50パーセントを乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)とする。
- 児童・生徒とは、中学生以下の者が利用場合又は中学生以下の者を主たる対象として利用場合をいい、一般・学生とは、それ以外の者が利用場合をいう。
- 主として市民(市内に住所を有する者及び市内に在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。)以外の者が構成する団体が利用場合の利用料金は、当該施設等の利用料金の額(第4号の規定が適用される場合にあつては、当該規定を適用した額)に200パーセントを乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料(名称のいかんを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価をいう。)を徴収するときの利用料金は、当該施設等の利用料金の額(前号の規定が適用される場合にあつては、当該規定を適用した額)に入場者1人1回について徴収する最高の入場料に100を乗じて得た額を加えた額とする。
- 特別の設備をした場合は、その実費相当額を徴収する。
- 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- 10 準備作業その他の特別の事由があり、かつ、体育館の管理上支障がないと指定管理者が認めて1時間を単位に許可した場合における利用料金の額は、超過する利用時間1時間当たり、この表に掲げる利用区分/利用単位の区分(会議室スタジオ及び庭球場の区分を除く。)に応じ、それぞれ同表の午前の欄に掲げる利用料金の額(第6号又は第7号の規定が適用される場合にあつては、それらの規定を適用した額)の3分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。



上尾市民体育館条例の一部を改正する条例(平成24年上尾市条例第20号)  
改正前 (改正部分)

2 個人使用料

利用区分/利用単位		使用料の額			
		午前	午後1	午後2	夜間
アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場	一般・学生	100	100	100	100
	児童・生徒	50	50	50	50
弓道場	一般・学生	200	200	200	200
	児童・生徒	100	100	100	100
庭球場(1面につき)	一般・学生	1時間につき400			
	児童・生徒	1時間につき200			

備考

- 午前とは午前9時から正午までを、午後1とは正午から午後3時までを、午後2とは午後3時から午後6時までを、夜間とは午後6時から午後9時までを、全日とは午前9時から午後9時までをいう。
- 平日とは、月曜日から金曜日まで(次号に規定する日を除く。)をいう。
- 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 児童・生徒とは、中学生以下の者をいい、一般・学生とは、それ以外の者をいう。
- 庭球場を、市民以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める施設等の使用料の額に200パーセントを乗じて得た額とする。
- 特別の設備をした場合は、その実費相当額を徴収する。
- 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例(平成24年上尾市条例第20号)  
改正後 (改正部分)

2 個人利用の場合の利用料金

利用区分/利用単位		利用料金の額			
		午前	午後1	午後2	夜間
アリーナ、卓球室、柔道場及び剣道場	一般・学生	100	100	100	100
	児童・生徒	50	50	50	50
体力相談室兼トレーニング室	一般・学生	<b>250</b>	<b>250</b>	<b>250</b>	<b>250</b>
	児童・生徒	100	100	100	100
弓道場	一般・学生	200	200	200	200
	児童・生徒	100	100	100	100
庭球場(1面につき)	一般・学生	1時間につき400			
	児童・生徒	1時間につき200			
附属設備		市長が別に定める額			

備考

- 午前とは午前9時から正午までを、午後1とは正午から午後3時までを、午後2とは午後3時から午後6時までを、夜間とは午後6時から午後9時までを、全日とは午前9時から午後9時までをいう。
- 平日とは、月曜日から金曜日まで(次号に規定する日を除く。)をいう。
- 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 児童・生徒とは、中学生以下の者をいい、一般・学生とは、それ以外の者をいう。
- 庭球場を、市民以外の者が利用場合の利用料金は、当該施設等の利用料金の額に200パーセントを乗じて得た額とする。
- 特別の設備をした場合は、その実費相当額を徴収する。
- 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
改正後 (改正部分)

2 個人利用の場合の利用料金

利用区分/利用単位		利用料金の額			
		午前	午後1	午後2	夜間
アリーナ、卓球室、柔道場及び剣道場	一般・学生	100	100	100	100
	児童・生徒	50	50	50	50
体力相談室兼トレーニング室	一般・学生	1回につき250			
	児童・生徒	100	100	100	100
弓道場	一般・学生	200	200	200	200
	児童・生徒	100	100	100	100
庭球場(1面につき)	一般・学生	1時間につき400			
	児童・生徒	1時間につき200			
附属設備		市長が別に定める額			

備考

- 午前とは午前9時から正午までを、午後1とは正午から午後3時までを、午後2とは午後3時から午後6時までを、夜間とは午後6時から午後9時までを、全日とは午前9時から午後9時までをいう。
- 児童・生徒とは、中学生以下の者をいい、一般・学生とは、それ以外の者をいう。
- 庭球場を、市民以外の者が利用場合の利用料金は、当該施設等の利用料金の額に200パーセントを乗じて得た額とする。
- 特別の設備をした場合は、その実費相当額を徴収する。
- 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。



## ◇指定管理者候補者の提案要旨について

### 【上尾市地域振興公社の主な提案】

#### 1 地域に密着している

- ①市民体育館は避難所としての機能を有している。地域振興公社の職員は、ほとんどが市内在住であり、震災や台風など災害時等に体育館へ駆けつけることが可能であり、素早い対応ができる。
- ②清掃や警備、機械設備の点検など委託業務は市内業者を活用するので、地域経済の活性化につながる。また、体育館のパート職員などは地元を優先することが提案されている。

#### 2 自主事業について

- ①地域振興公社の提案事業（スポーツ・レクリエーション教室等）について、公益法人のため営利目的ではないので、参加費も必要経費分で開催できる。また、市内のスポーツ・レクリエーション団体（体協・スポーツ推進委員等）との連携を図れるので、地域スポーツ・レクリエーション活動の推進にもつながる。
- ②トレーニングルームの利用者サービスの向上策として、
  - トレーニングマシンの入れ替え
  - 直営時は実施していなかった、トレーニング指導員を常時配置する提案がされている。また、今まで直営時は利用の少なかった女性や高齢者の利用者を促進し、利用者の拡大を図る提案がされている。

#### 3 管理運営について

- ①市民体育館西側のゆりが丘公園について、「遊具が壊れた」「公園のトイレが汚れている」など市民からの相談は、市民体育館へ寄せられることが多く、素早い対応ができなかった。
- ②地域振興公社が体育館を管理することにより、ゆりが丘公園と一体的な管理が可能となり、対応もスピードアップが図れる。

### 【指定管理料について】

指定管理料の提案については、

平成25年度	61,797,000円	平成26年度	59,209,000円
平成27年度	59,627,000円	平成28年度	59,042,000円
平成29年度	58,612,000円	合 計	298,287,000円

※ 指定管理料の内訳は、管理費、人件費・事務費・事業費